

Monthly



島根労働局公式キャラクター
しじろー

令和8年5月

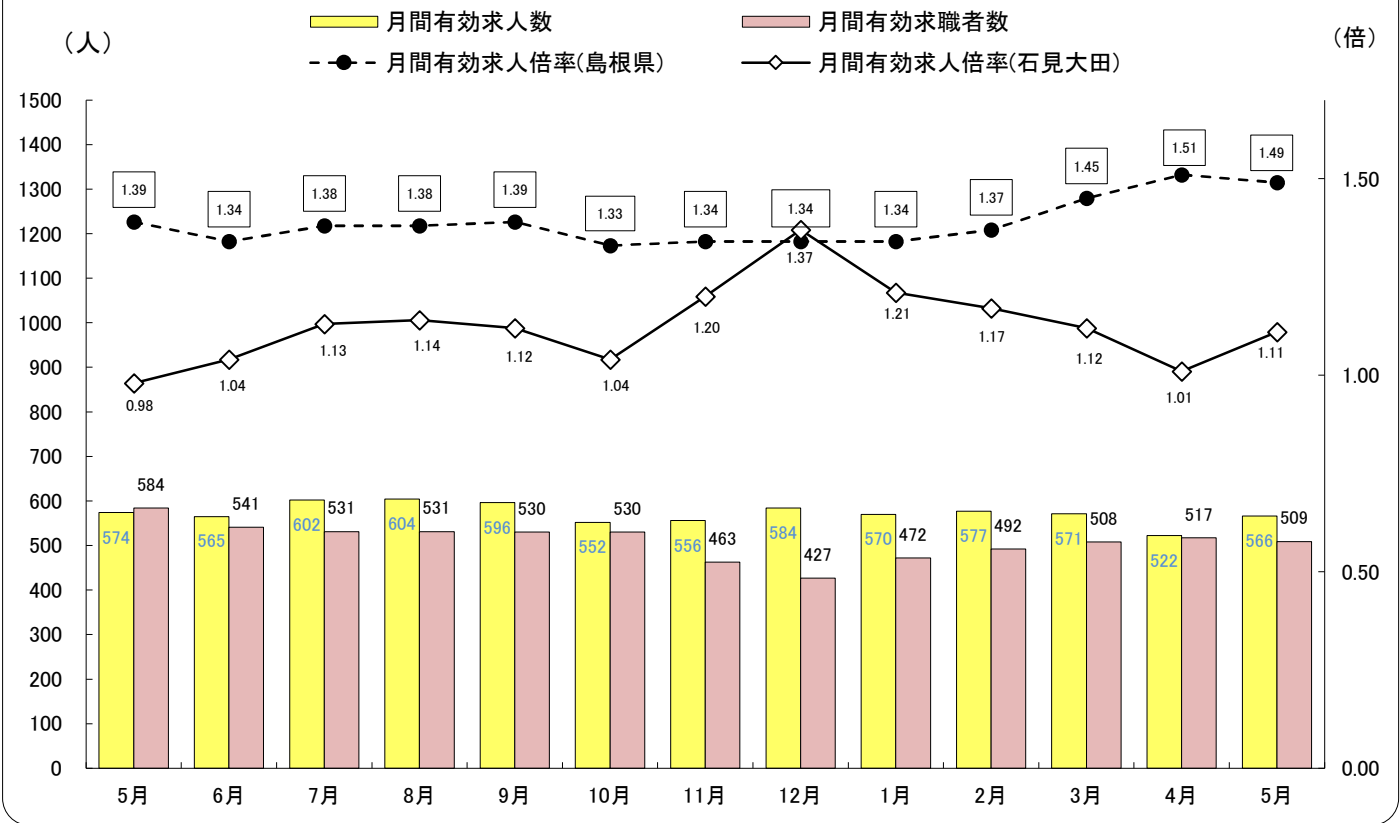
[令和8年6月30日(火)公表]

ハローワーク石見大田

〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1

Tel 0854-82-8609 Fax 0854-82-1059

求人・求職と求人倍率の推移(月間有効)



《月間有効求人倍率》 令和8年5月の石見大田所管内の月間有効求人倍率は1.11倍で前年同月比0.13ポイント増加しました。

全国	1.17	島根県	1.49	石見大田	1.11
----	------	-----	------	------	------

- (注) 1 このハローワーク・マンスリーに使用している求人数、求職者数は、新規学卒を除き、パートタイムを含む。
 2 全国及び島根県の有効求人倍率は季節調整値(石見大田は原数値)。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 3 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

求人・求職の動き (学卒を除き、パートを含む)

【 令和 8 年 5月内容 】

《求人関係》

新規求人数は 215 人で、前年同月比 14.4% (27 人) 増加しました。

このうち、フルタイム求人は 139 人で、前年同月比 26.4% (29 人) 増加しました。パート求人は 76 人で、前年同月比▲2.6% (2 人) 減少しました。

パート求人数の全体求人数に占める割合は 35.3%となっています。

新規求人数を産業別に前年同月比でみると、主な産業で増加したのは、建設業で 120.0% (18 人)、その他の製造業で 220.0% (11 人) でした。主な産業で減少したのは、食品製造業で▲27.3% (3 人)、窯業・土石製品製造業で▲42.9% (3 人) でした。

月間有効求人数は 566 人で、前年同月比 1.4% (8 人) 減少しました。

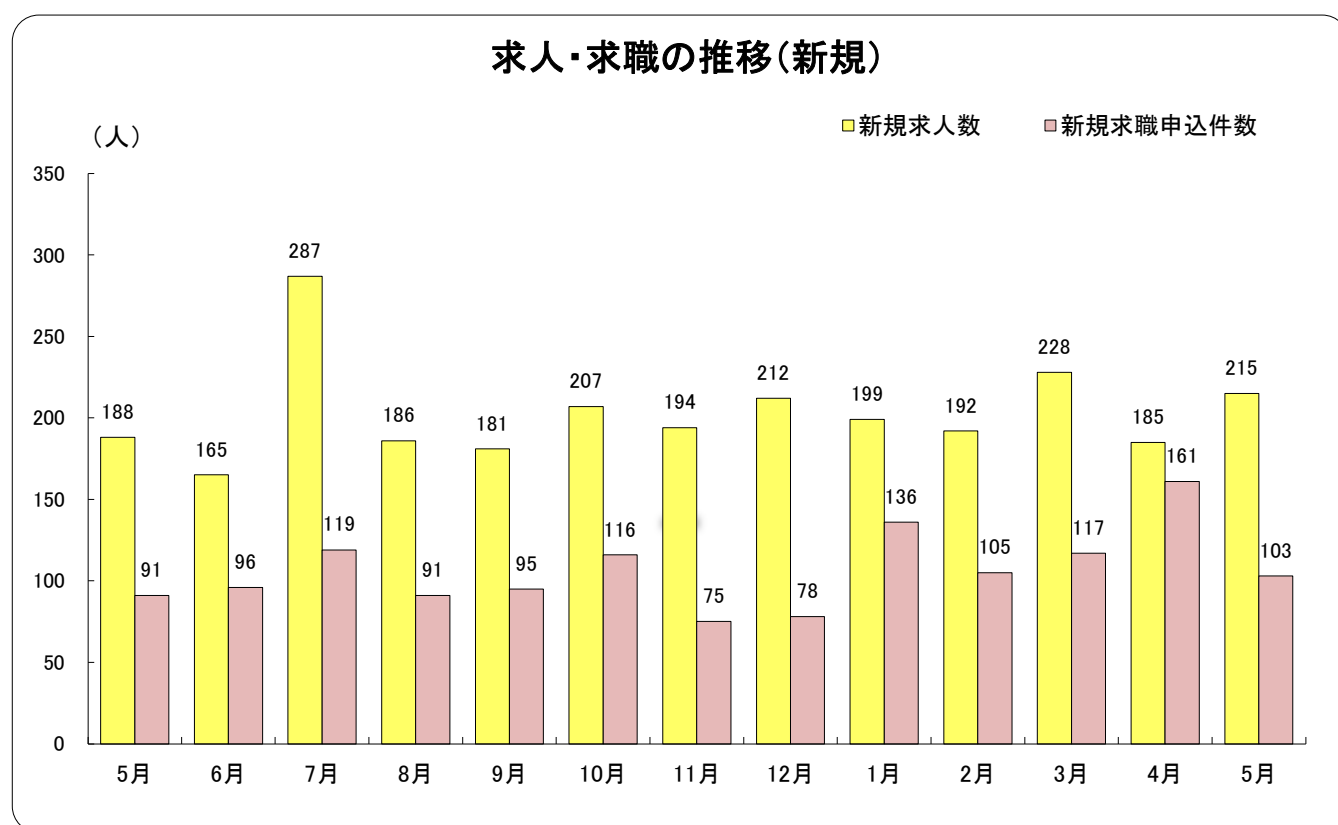
《求職関係》

新規求職者数は 103 人で、前年同月比 13.2% (12 人) 増加しました。

このうち、65 歳以上は 21 人で、同 8.7% (2 人) 減少しました。

常用新規求職者の離職理由等の状況を前年同月比でみると、自己都合離職者は 55 人で▲53.4% (7 人) 増加、事業主都合離職者は 11 人で同数、在職者は 24 人で 14.3% (3 人) 増加しました。

月間有効求職者数は 509 人で、同 12.8% (75 人) 減少しました。



《一般職業紹介状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比
一般新規求人数	215	188	14.4
うちフルタイム求人	139	110	26.4
うちパート求人	76	78	▲ 2.6
月間有効求人数	566	574	▲ 1.4
就職件数	39	77	▲ 49.4
うち65歳以上	5	23	▲ 78.3
うち(保)受給者	17	26	▲ 34.6
新規求職申込件数	103	91	13.2
うち65歳以上	21	23	▲ 8.7
うち(保)受給者	26	24	8.3
月間有効求職者数	509	584	▲ 12.8
うち65歳以上	104	155	▲ 32.9

《常用新規求職者の離職理由等の状況》

項目	当月		前年同月	対前年同月比
		割合		
離職者	69	67.0%	63	9.5
事業主都合	11	10.7%	11	0.0
自己都合	55	53.4%	48	14.6
自営・その他	3	3.0%	4	▲ 25.0
在職者	24	23.3%	21	14.3
無業者	10	9.7%	6	66.7
合計	103	100.0%	90	14.4

《産業別新規求人状況》

項目(産業分類)	新規求人数			前年同月	対前年同月比
	一般	パート	合計		
農, 林, 漁業(01~04)	2	0	2	2	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	0	0	0	0	-
建設業(06~08)	31	2	33	15	120.0
製造業	30	9	39	32	21.9
食料品製造業(09)	5	3	8	11	▲ 27.3
繊維工業(11)	3	2	5	4	25.0
木材・木製品製造業(12)	0	0	0	0	-
窯業・土石製品製造業(21)	4	0	4	7	▲ 42.9
電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)	2	0	2	2	0.0
輸送用機械器具製造業(31)	4	0	4	3	33.3
その他の製造業	12	4	16	5	220.0
電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	0	0	0	0	-
情報通信業(37~41)	0	2	2	0	-
運輸業, 郵便業(42~49)	11	0	11	13	▲ 15.4
卸売業, 小売業(50~61)	13	20	33	29	13.8
金融業, 保険業(62~67)	0	0	0	0	-
不動産業, 物品賃貸業(68~70)	0	0	0	1	-
学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	1	0	1	0	-
宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	4	12	16	18	▲ 11.1
生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	2	0	2	0	-
教育, 学習支援業(81~82)	0	0	0	3	-
医療, 福祉(83~85)	31	27	58	60	▲ 3.3
複合サービス事業(86~87)	7	0	7	7	0.0
サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	7	2	9	6	50.0
公務・その他(97~99)	0	2	2	2	0.0
合計	139	76	215	188	14.4

《雇用保険関係業務取扱状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比
適用事業所数	676	682	▲ 0.9
被保険者数	6,619	6,655	▲ 0.5

項目	当月	前年同月	対前年同月比
初回受給者数	40	43	▲ 7.0
受給者実人員	104	117	▲ 11.1

雇用調整助成金のご案内

景気の変動、産業構造の変化などに伴う**経済上の理由**で
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が
一時的に休業や教育訓練等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に
休業手当、教育訓練・出向中の賃金の一部を助成します



詳細は
雇用調整助成金ガイドブック
をご確認ください

主な支給要件

雇用保険適用事業所が雇用保険被保険者に対して実施する休業

最近**3か月**の生産量等の**生産指標**が前年同期と比べて**10%以上減少**

最近**3か月**間の**雇用保険被保険者数等**の月平均値が
前年同期と比べ、**一定規模以上増加していない**

実施する休業等が**労使協定に基づいた休業等の実施**

休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対する助成率、助成額

	中小企業	大企業		教育訓練実施時加算
休業手当、教育訓練・ 出向中の賃金に対して	2/3	1/2	+	1,200円

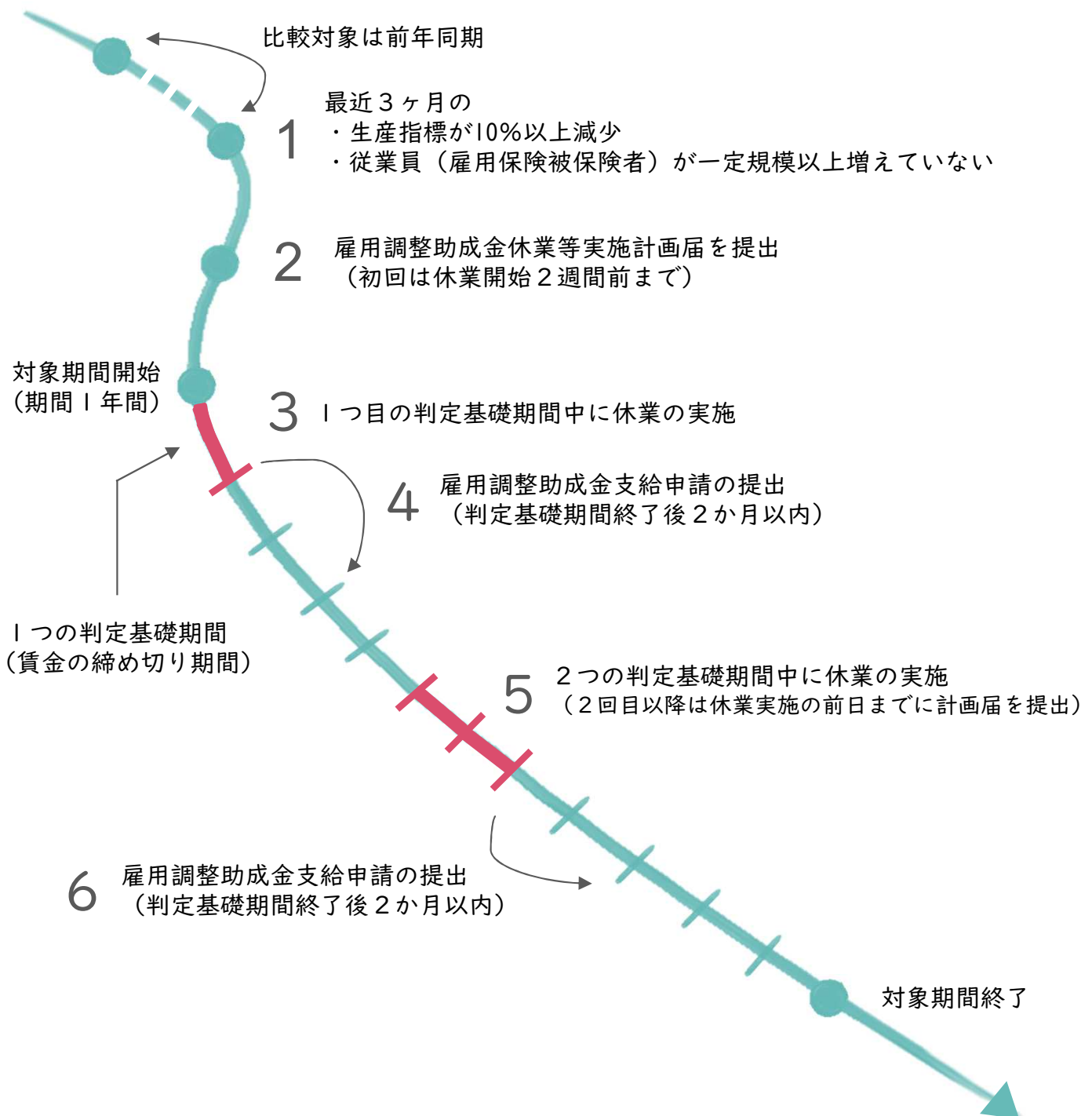
支給日数**30日経過後**の次の申請分から
休業・教育訓練のうち**教育訓練実施率**が

10%未満	1/2	1/4	+	1,200円
20%以上	2/3	1/2	+	1,800円

※支給日数は助成対象となる休業等延日数を雇用保険被保険者数で除した値
※支給日数の上限は1年100日、3年150日
※助成率に関わらず対象労働者1人あたり日額 8,870円が上限(令和7年8月1日現在)

雇用調整助成金の受給までの流れ

休業を行う場合



※実際に従業員に支払った休業手当（労働基準法に基づくもの）に対して助成します。
※支給申請には休業を実施したことがわかるタイムカードや賃金台帳が必要です。
※詳細は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。